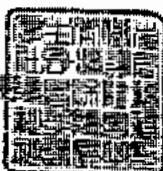


障障発第0729001号  
障精発第0729001号  
老計発第0729001号  
平成17年7月29日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課



社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長



老 健 局 計 画 課



「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村申立て」という。）に関しては、これまで、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号、障精第

21号、老計第31号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知)において、市町村長は高齢者等の4親等以内の親族の有無を確認した上で市町村申立てを行う、との手続を例示として示してきたところである。

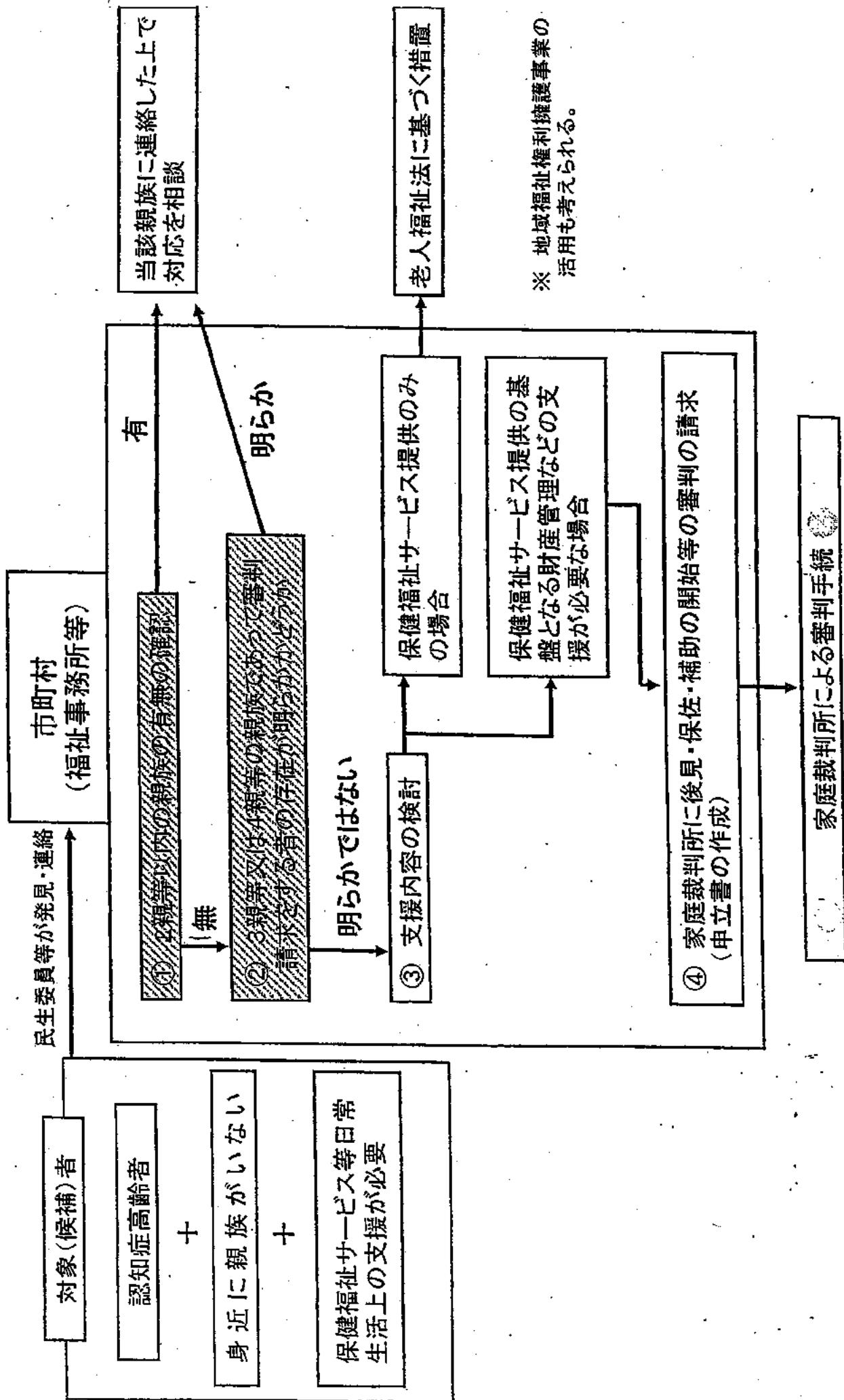
しかしながら、4親等以内の親族の有無確認作業が極めて繁雑であることも要因となって、市町村申立てが十分に活用されていない状況にあった。このため、市町村申立ての手続の例示を下記のとおり見直すこととし、併せて、別添1及び別添2を別紙のとおり改めたので、御了知の上、管内市町村に周知を図られたい。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

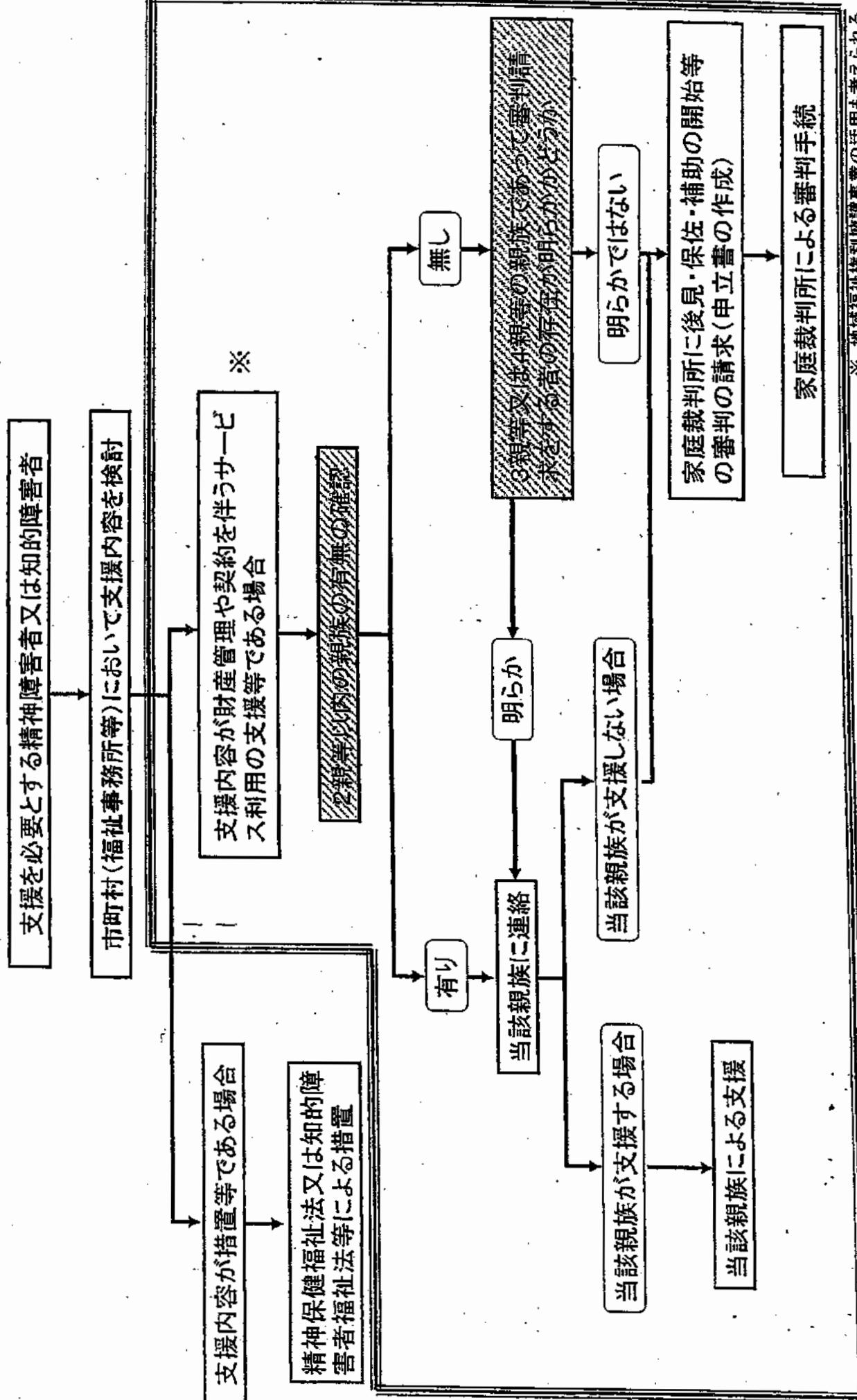
## 記

- 1 市町村申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。
- 2 1の結果、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村申立ては行わないことが適当であること。

## 市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者)



(別添2) 市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（精神障害者・知的障害者）



事務連絡  
平成17年7月29日

都道府県  
各 指定都市 老人福祉担当課（室）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局計画課長

「老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて」の一部改正について

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号、障精第21号、老計第31号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知）において、市町村申立てを行う際の手続の例示を示してきたところですが、今般、この手続の例示を見直すことに伴い、標記Q&AのQ2及びQ4を別紙のとおり改めましたので、ご参考までに送付いたします。

**Q2 市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて行うことが想定されるのか。**

老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るために必要があると認めるとき」とは、本人に2親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする3親等又は4親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」(平成12年3月30日付け障障第11号、障精第21号、老計第31号)を参考にしていただきたい。

**Q4 本人に2親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか**

Q2のとおり、2親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待することができない場合であって、かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、2親等内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続について整理する必要があることに留意されたい。

# 老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aについて

平成12年7月3日 事務連絡  
都道府県 各指定都市者人福祉担当課(室)長あて 厚生労働省老健局計画課長  
中曽市

(会議) 平成17年7月29日 事務連絡会議正

老人福祉法第32条に基づく市町村長による後見開始、保佐開始又は抑制開始の審判等（以下「法定後見の開始の審判等」という。）の請求及び介護予防・生活支援事業のメニューとして新たに追加された「成年後見制度利用支援事業」に関するQ&Aを別紙のとおり作成いたしましたので、ご参考までに送付いたします。  
なお、本件については、法務省と協議済みであることを念のため申し添えます。

(別紙)

Q1 法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合、対象となる者に係る情報をどのように把握するのか。

老人福祉法において、市町村長に法定後見の開始の審判等の請求を認めた場合は、身寄りのない認知症高齢者など、親族等による法定後見の開始の審判等の請求が期待できない者についての法定後見制度の利用の支援を目的としたものである。  
高齢者福祉サービスについては、介護保険法に基づくサービスの利用が基本であるが、高齢者の実態、「老人の福祉に関することとされており（老人福祉法第5条の4第2項第1号）、萬能者の実態を最もよく把握している市町村が、通常の緊急の中で把握している情報をもととしての必要性を判断することを想定しているものである。

(参考) 法定後見の開始の審判等の請求に当たっては、市町村長の職務上必要な場合に当たるので、後見登記等に係る法律第10条第5項に基づき、同条第1項の登記事項証明書の交付を無料で請求することができます。

Q2 市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて行うことが確定されるのか。

老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るために必要なと認めるとき」とは、本人に2親等内の親族がない又はこれらの親族があつても音信不通の状況にあるら場合であつて審判の請求を行おうとする3親等又は4親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行おることが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にあら者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理の活動を促す印を用い、家庭裁判所が職権を発動すべきであると判断した場合には、

など日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事例については、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け厚政第11号、厚政第21号、老計第31号）を参考にしていくください。

Q3 法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合、後見、保佐又は補助の3類型のいずれについて請求を行うべきかをどのように判断すればいいのか。

市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて法定後見の開始の審判等の請求を行いう場合には、本人のためにいずれの類型の請求（申立て）を行うべきかについては、民生委員や福祉係員等本人の生活状況を把握しようる者からの情報に基づいて市町村長が判断することになる。

なお、申立てにより開始された家庭裁判所の整理の過程において、本人の精神の状況の鑑定結果等に基づき、当初の中立の趣旨を他の原則に変更する必要が生じる場合がある。

Q4 本人に2親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行うことは部屋されるのか。

Q2のとおり、2親等内の親族があつても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために専門の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行いうことを却後することができない場合であつて、かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、2親等内の親族があることのみをもつて一律に市町村長の職権の行使が制限されるものではない。

ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、当該親族との間で本人の保護のために必要な公的手段について整理する必要があることに留意されたい。

Q5 法定後見の開始の審判等の請求を市町村長が行つた場合の費用については、市町村長が負担しなければならないのか。

市町村長が請求を行つた場合における家事事件の手続費用については、原則として申立人の負担とされているが「特別の事情」（非讼事件手続法第28条）がある場合には、家庭裁判所は、中立人以外の「関係人」に手続費用の全部又は一部の負担を命ずることができるものとされています。この「特別の事情」とは、一般的には、費用を法定の負担者に負担させることが公平の観点から妥当性を欠くと見られる状況をいうものと解されている。

市町村長が申立人となる場合には、申立人自身の利益のために申立手続を行うのでもなく、地域住民の福祉の観点から、地方自治体の長が専ら本人の利益のために申立手続を行つた場合に、家庭裁判所は、「特別の事情」がある場合に該当するとして、「関係人」としての本人等に手続費用の負担を命ぜることができるものと考えられる。（具体的にどのような事情で費用の負担を命ずるかは、該事件の家事審判官の裁量に委ねられている。）

したがつて、市町村長は、家庭裁判所に対し、非讼事件手続法第28条の命令に関する権限の発動を促す印を用い、家庭裁判所が職権を発動する場合には、

用負担命令を発することになると考えられる。

また、申立段階における手続費用の子割については、申立てである市町村長の事務であるが、上記の費用負担命令がされた場合には、その効果として、市町村長は、予約した手続費用について負担を命ぜられた本人等に対する求償権を取得し、当該費用を求償することになる。(なお、別添(成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について)の1)を参照されたい。)

(参考) 犯罪事件手続法第7条、非監禁事件手続法第26条、第28条

Q6 「成年後見制度利用支援事業」のうち、成年後見制度の利用に係る経費に対する助成の対象経費は、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用）及び成年後見人等の報酬の全部又は一部とされているが、国庫補助の対象として具体的にはどのようなものと想定しているのか。

本事業の対象経費の具体的な範囲については、各市町村ごとに地政の実情に応じて判断し、参考単価を基に申請を検定するものであるが、一般的には以下のよ的な範囲及び単価設定が想定される。

なお、助成の考え方については、別添を参照されたい。

(単価設定例)

- 申立てに要する経費としては、  
・申立て手数料 1件につき600円  
・登記手数料 4,000円  
・鑑定費用 5～10万円程度  
・その他 鉛筆切手、添付書類に要する額額の実費

○ 成年後見人等の報酬については、本事業は、もくまで介護サービスの利用を支援するものであることから、こうした趣旨を踏まえ、参考単価（住宅で28,000円、施設で18,000円）を上限と考え、介護サービスの利用にかかる身上監視や金銭管理等に要する経費部分について、適切な単価設定を図られたい。

(別添)

#### 1. 申立てに要する経費（申立て手数料、登記手数料、鑑定費用等）について

- (1) 市町村は、家庭裁判所への法定後見の開始の審判等（以下「審判」という。）の申立てに先立ち、申立ての対象となる者の所得状況等を調査しつつ、当該対象者が申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められること等の要件を満たすと判断した場合には、当該経費について市町村として立て替えることを及ぼしその額について決定する。  
○ 市町村長は、審判の申立てに際し、申立ての対象者に因し成年後見制度利用支援事業に係る助成がされる見込みについて、申立てを行ひ家庭裁判所に情報提供する。また、市町村長は、申立てに要する経費の全部又は一部について申立ての対象者に負担させることが相当と考える場合には、審判の申立てと同時に、手続費用の負担を命ずる範囲（以下「費用負担命令」という。）についても併せて申し立てることとなる。その際、市町村長として把握している対象者の所得状況等について、申立てを行ひ家庭裁判所に情報提供する。
- (2) 家庭裁判所の審判及び費用負担命令を受けて、市町村は、その費用負担額について決定

する。費用負担命令がされなかつた場合には経費の全部が、経費の一部について費用負担命令がされた場合にはその額が、審判の申立てである市町村の負担額となり、市町村の負担とされた額を国庫補助の対象経費とする。  
＊ 上記の手続きにおいては、市町村長が審判の申立てを行ひ際に手続費用を予納する嵌いとされているため、実際の金額の流れとしては、家庭裁判所の費用負担命令が審判とともに確定した時点において、關係人（申立ての対象者等）が負担すべきものとされた額について市町村が優先が當該開除係に対して支障するという形となる。

#### 2. 成年後見人等の報酬に係る経費について

- (1) 成年後見人等の報酬について、成年後見制度利用支援事業による助成がされる見込みがある場合には、市町村は、家庭裁判所にあらかじめその旨の情報提供をするとともに、成年後見人等と連絡をとり、報酬付与の申立て又はその審判がされた場合には連絡を受けるよう取り決めておくものとする。  
○ 家庭裁判所は、成年後見人等の申立てにより、成年後見人等の本筋の状況を確認した上で、申立ての対象者の財産の中から上記(1)の連絡を受けた上で、その時点での対象者の所得状況等を繋繫しつつ、家庭裁判所が決定した報酬額の全部又は一部について対象者に助成する必要があると判断した場合には、助成額を決定し、成年後見人等とも連絡を取った上で、対象者の銀行口座等に振り込む等の措置をとることとなる。その場合、助成を行った額を国庫補助の対象経費とする。
- (2) 市町村は、成年後見人等から上記(1)の連絡を受けた上で、その時点での対象者の所得状況等を繋繫しつつ、家庭裁判所が決定した報酬額の全部又は一部について対象者に助成する必要があると判断した場合には、助成額を決定し、成年後見人等とも連絡を取った上で、

#### 3. 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動経費について

- (1) 「成年後見制度利用支援事業」は、介護保険制度の利点等の観点から、「成年後見制度」が今後さらに重要となってくることを踏まえ、その利用促進を図ることを目的とするものである。  
○ そのような目的にからみ、上記(1)及び(2)に係る助成の他、広報・普及活動費用についても国庫補助の対象経費とされているところであり、この国庫補助を活用した上で、成年後見制度のわかりやすさパンフレットの作成・配布、高齢者やその家族に対する講習会、相談会の開催等に積極的に取り組むことが重要である。

事務連絡  
平成20年3月28日

各都道府県 障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

### 成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者が成年後見制度を利用することや費用負担が困難なこと等から利用が極めて重要である。しかしながら、成年後見制度の利用については、利用者が増加しているものの、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進んでいないとの指摘を受けているところである。

今後、障害者の地域生活への移行を進めていく上で、相談支援事業者や民生委員、障害者の支援を行ってきた障害福祉サービス事業者等の地域の福祉関係者によるネットワークを構築するとともに、地域自立支援協議会において、権利擁護に関する部会を設置するなど、地域の実情に応じた体制整備を図ることが必要である。

このため、国としても、成年後見制度の利用を促進する観点から、本日、別途通知されたとおり、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を一部改正し、平成20年4月より、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者を拡大することとされたので、貴管内市町村に周知するとともに、市町村に対する助言・援助をお願いしたい。

### 2 市町村による後見等の開始の審判請求

- (1) 身寄りがない場合など、家族等による後見等の開始の審判請求が期待できない者については、市町村長申立てを行うことが有効であると考えられることから、補助事業対象の有無にかかわらず慣習的な活用をお願いしたい。
- (2) 市町村長申立てに当たっては、平成17年7月29日障発第0729001号、障発第0729001号、老計発第0729001号通知「「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」」により、従来、四親等以内の親族の有無を確認していたものを、四親等以内の親族の有無の確認作業が極めて煩雑であることを考慮して、市町村長申立てが十分に活用されてこなかったことから、二親等以内の親族の有無を確認すればよいこととしたところがあるので、身寄りがない等の理由で成年後見制度を利用することができないことのないようお願いしたい。

### 3 障害者の権利擁護のための体制整備

- 障害者の権利擁護を図ることは極めて重要であるため、意思能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に対しては、成年後見制度に関する相談に応ずるとともに、家庭裁判所等との連携に努めること。
- また、地域自立支援協議会に権利擁護に関する部会を設置するなど、成年後見制度の円滑な利用に向けて、地域におけるネットワークの構築に努めること。

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 相談支援係 大城、佐々木 TEL:03-5253-1111 (内線3149) FAX:03-3591-8914 E-mail:sasaki-takayuki@nhl.w.go.jp
--

### 記

- 1 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者拡大  
成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者については、市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に限定していたところであるが、平成20年4月より下記のとおり対象者を拡大する。

改 正 前	次のいずれにも該当する者 ① 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者 ② 市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づく市町村による後見等の開始の審判請求を行うことが必要と認める者
後	③ 後見人の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者 ④ 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者
- 2 次のとおり、「成年後見制度利用支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を一部改正し、平成20年4月より、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者を拡大することとされたので、貴管内市町村に周知するとともに、市町村に対する助言・援助をお願いしたい。

事務連絡  
平成20年10月24日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局計画課長

成年後見制度利用支援事業に関する照会について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。  
さて、成年後見制度利用支援事業につきましては、「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老癡0609001号）」により実施されているところで  
すが、今般、当該事業の補助対象について照会がありましたので別紙のとおり情報  
提供いたします。

また、貴管内市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

問 成年後見制度利用支援事業において補助対象となるのは、市町村申立てに限るものなのか。

(回答)  
成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。

当該事業は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用ができないといった事態を防ぐことを目的としているものであり、補助事業として実施する事業名や補助対象経費の一例としては、以下のものが考えられる。

【事業例】

- ① 申立て費用、後見人報酬等に対する助成事業
  - ・登記印紙代、鑑定費用、後見人・補佐人等の報酬等
- ② 成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
  - (1) パンフレットの作成・配布
  - ・印刷製本費、役務費、委託料等
- (2) 説明会・相談会の開催
  - ・諸謝金、旅費、会場借上費等

また、実施要綱に掲げる当該事業の名称・内容はあくまでも例示であり、当該事業は、地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的とする任意事業の一つであることから、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業である限り、市町村が創意工夫を活かして多様な事業形態での実施ができるような経費（「地域支援事業交付について」（交付要綱）に定める対象経費に該当するもの）が補助の対象となる。

厚生労働省老健局計画課  
予算係長 前田（3924）  
予算係 田本（3925）  
代表：03-5253-1111

障障発0330第11号  
障精発0330第21号  
老計発0330第13号  
平成12年3月30日  
(一部改正) 障障発第0729001号  
障精発第0729001号  
老計発第0729001号  
平成17年7月29日  
(最終改正) 障障発1126第1号  
障精発1126第1号  
老認発1126第2号  
令和3年11月26日

都道府県 各市町村 民生主管部(局)長宛

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省老健局認知症施設・地域介護推進課長  
( 公 印 省 略 )

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の  
基本的考え方及び手続の例示について

老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求(以下「市町村長申立て」という。)に関する、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」(平成12年3月30日付け障障発0330第11号、障精発0330第21号、老計発0330第13号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健課長、老健局計画課長連名通知)及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」(平成17年7月29日付け障障発第0729001号、障精発第0729001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健課長、老健局計画課長連名通知)において、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の手続を示す。

してきたところである。

しかし、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど複数の市町村が関わる場合にいざれの市町村が成年後見審判の請求を行うかの申立基準が示されていないことや、虐待事案等迅速な対応が必要な場合の親族調査のあり方などについて課題が指摘されていることから、令和2年度に「成年後見制度における市町村長申立てに関する実務者協議会を開催の上、検討を行い、令和3年3月31日付け「成年後見制度における市町村長申立ての実務者協議の取りまとめ」(以下「取りまとめ」といいう。)を公表したところである。

今般、取りまとめを踏まえ、上記通知を全部改正することとし、市町村長申立て基準及び虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示すとともに、市町村長申立ての手続の例示を別添1及び2のとおり見直したので、御了知の上、関係機関等に周知を図られたい。

なお、本通知は法務省民事局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

## 記

- 1 市町村における成年後見開始の申立事務について

成年後見制度は、私法上の法律関係であるものであり、本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立てに基づく利用に委ねることが基本となるが、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立てが期待できない状況にあるものについて、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する市相談・援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権を付与することとしたものである。

また、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合には、市町村長申立てに基づく成年後見制度の活用の権利擁護のための支援策としては、市町村自立支援事業の活用も考えられること、さらに、身寄りのない認知症高齢者等は、老人福祉法第10条の4又は第11条に基づく市町村の措置等の対象になりうることを申し添える。(任意後見契約が登記されている場合には、原則として当該契約が優先することになる。(任意後見契約に関する法律第10条))

なお、成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係については、「民法の一部を改正、成年後見制度等の施行に伴う地域福祉権利擁護事業の実施上の留意点について」(平成12年3月30日社援第14号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)を参考にされたい。

## 2 市町村長の審判の請求における留意事項等について

### (1) 申立書について

申立書について、家庭裁判所で用いられる書式例(別添3)を参考までに添付する。なお、実際の申立てに当たっては、その提出先が後見・保佐・補助の開始の審判を受ける者の住所地を管轄する家庭裁判所であることから、記載方法等については、管轄の家庭裁判所に確認されたい。

### (2) 審判の請求に要する費用について

審判の請求にあたっては、印紙代(後見又は保佐開始の審判の申立ては800円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理權付与又は同意權付与の審判の申立てもするときは1,600円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理權付与及び同意權付与の審判の申立てもするときは2,400円)、登記手数料(後見・保佐・補助の開始の審判の申立てについては2,600円)、送達・送付費用(納めるべき郵便切手の額については、管轄の家庭裁判所に確認されたい)、鑑定費用等の費用負担が必要となる。また、後見等の開始後には、後見等の債務を行うために必要な経費や成年後見人等の報酬等の費用負担が必要となるが、これらについては、本人が負担することになること。

### (3) 成年後見人等の候補者について

申立てに当たっては、適当な成年後見人等の候補者がいる場合には、これを申立書に記載することが望ましいが、家庭裁判所は、成年後見人等の選任に当たって、

- ・ 成年被後見人等との心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ・ 成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人等との利害関係の有無

- ・ 成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者との利害関係の有無
- ・ 成年被後見人等の意見
- ・ その他一切の事情
- ・ を考慮しなければならないこととされている。(改正後の民法第843条第4項、第876条の2第2項及び第876条の7第2項)  
市町村長の審判の請求の際に成年後見人等の候補者を申立書に記載する場合は、例えば、認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、社会福祉施設に入所しているものについては、当該施設の施設長や当該施設を経営する法人を成年後見人等とするることは本人にとって利益相反に当たる可能性があることに留意すること。

### (4) 医師の診断書について

補助開始の審判の際に必要となる医師の診断書についても、最高裁判所事務総局家庭局作成の書式例(別添4)を参考までに添付する。

### (5) 成年後見制度利用支援事業の積極的な活用について

成年後見制度の利用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものについて、(平成18年8月1日厚労第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、高齢者については、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年6月9日老癡第0609001号厚生労働省老健局長通知)において、それぞれ成年後見制度利用支援事業(以下「利用支援事業」という。)として成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬について補助の対象としているところである。

各自治体においては、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者に対する権利擁護の観点から、事業の積極的な活用を図られたい。

## 3 市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村における申立基準の原則

(1) 申立てを行う市町村については、対象者の権利擁護支援が迅速に行われるこ<sup>と</sup>により、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。これら観点を総合的に踏まえ、住所(住民登録のある場所をいう。以下同じ。)と居所が異なる市町村における市町村長申立ては原則として、

- ・ 生活保護の実施機関(都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。)
- ・ 入所措置の措置権者
- ・ 介護保険の保険者
- ・ 自立支援給付の支給決定市町村

等となる市町村が行うこと。

ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に關して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。

なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、府内における連携体制を構築すること。

(2) 利用支援事業における市町村間の取扱いの差異について

全国どこに住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用することができますが、利用支援事業において市町村間の取扱いの差異（格差）を解消することが重要である。利用支援事業が未実施であることや対象者の範囲が異なることを理由として申立てを行わないなど、利用支援事業の未実施市町村等においては、国の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の結果も踏まえつつ、積極的な取組をお願いしたい。

4 市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について  
市町村長申立てにおける親族の有無等についての調査（以下「親族調査」という。）は、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律及び知的障害者福祉法の規定に基づき、親族等の法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が「その福祉を図るために必要があると認めるととき」かどうかを確認するために行うものであり、次の3つに分けられる。

ア 戸籍調査

イ 意向調査

ウ 利用意見調査

成年後見制度を利用開始すること等への意見を確認する目的で行う調査

(1) 戸籍調査の基本的な考え方について

市町村長申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ2親等以内の親族の有無を確認すること。その結果、2親等以内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立ては行わないことが適当である。

(2) 意向調査の基本的な考え方について

意向調査については、親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立て事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。また、虐待以外であっても、親族の重病、長期不在や居住不明により親族からの申立てが期待できない場合は、省略することができる。

(3) 利用意見調査の基本的な考え方について

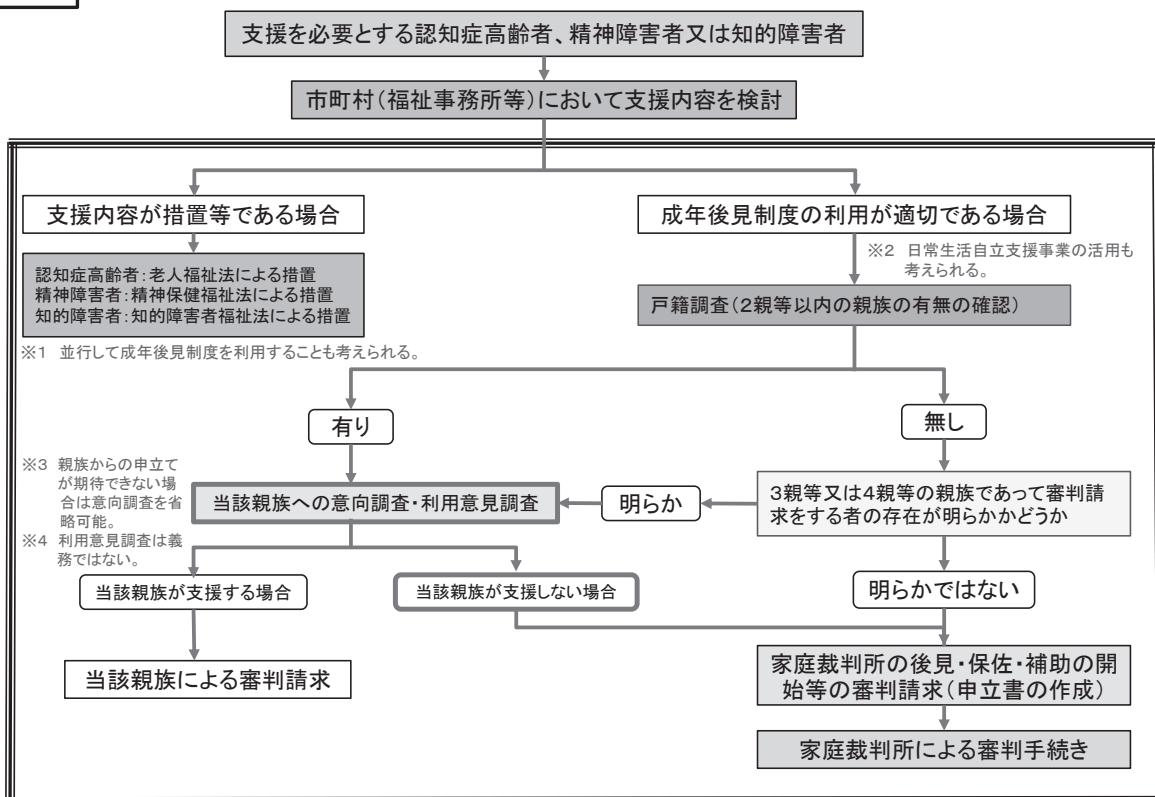
利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされてもおらず、利用意見調査表の提出は義務ではない。これを踏まえて、親族の同意が得られないことを理由として申立て事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

(4) 虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方について  
虐待等の緊急事案における親族調査については、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立てが求められるところであり、次のとおり取り扱うこと。

- ・ 戸籍調査については、本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点から、虐待事案等においても原則として実施すること。
  - ・ ただし、事案の緊急性が高い場合で、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合には、現状において把握し得る情報をもつて速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること。
  - ・ 意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができるること。
- 一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、成年後見の申立ての支援等を考慮する方が良いと判断した場合には、各市町村の判断により意向調査を実施することができる。
- ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意すること。
- 利用意見調査については、キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行う場合、意向調査と同様、親族へ調査などで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、慎重に実施すること。

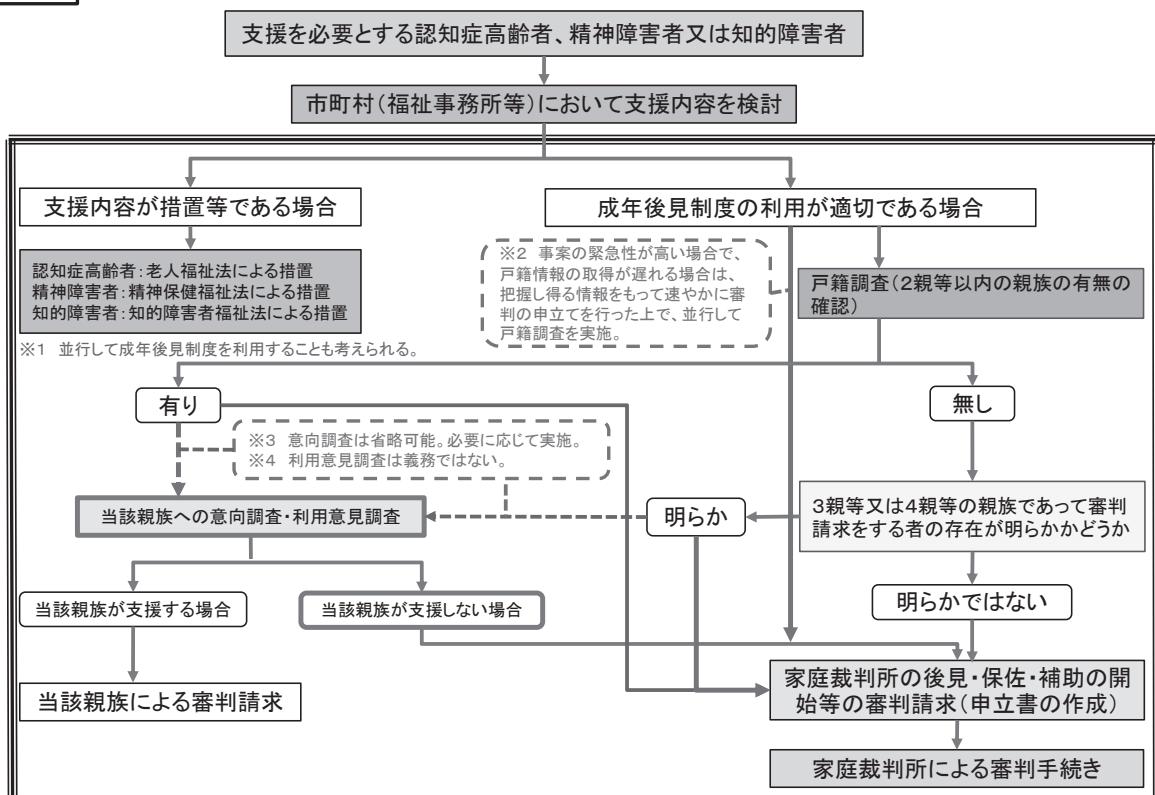
**別添  
1**

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)  
※虐待等の緊急事案ではない場合



**別添  
2**

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示(認知症高齢者・精神障害者・知的障害者)  
※虐待事案等で迅速な対応が必要な場合は青線を参照



**申立後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。**

※ 大きく該当する部分の□にレ点(チェック)を付してください。  
※ 交付印

### ( 口後見 口保佐 口補助 ) 開始等申立書

※ 該当する部分の□にレ点(チェック)を付してください。

※ 車入印紙(車立費用)をここに貼ってください。  
※ 後見又は保佐開始のときは、800円分  
※ 保佐又は補助開始+代理権付又は同意権付のときは、1,600円分  
※ 保佐又は補助開始+代理権付+同意権付のときは、2,400円分  
【注意】貼った印紙に押印はしないでください。  
収入印紙(墨配費用) 2,600円分はここに貼らないでください。

取扱印紙(申立て費用) 予納額便切手	円	取扱印紙(後記費用) 予納額便切手	円	申立人又は同手続 代理人の記名押印
合和	年	月	日	印

申立者住所(事務所等) 氏名	電話( ) 番号	携帯電話( ) 番号	大正 昭和 平成 (歳)
本人との関係 氏名	口配偶者 口その他の親族(関係: その他( )) 電話( )	口親 口子 口孫 口兄弟姉妹 □市町村長 口 アカシミリ( )	年 月 日 (歳)
住所 氏名	〒 —	※法令により裁判上の行為をすることができる代理人又は弁護士を記載してください。	
本手続代理人 氏名	電話( ) 番号	本人は、(※ 判断能力が欠けているのが通常の状態又は判断能力が(著しく)不十分である。 ※ 診断書に記載された診断名(本人の判断能力に影響を与えるもの)を記載してください。	
本住民票上 の住所 実際 に住んでい る場 所 人 氏 名	都道府県 〒 — 電話( ) 病院・施設名( ) ふりがな	本人は、 □預貯金等の管理・解約 □保険金受取 □不動産の管理・処分 □訴訟手続等 □介護保険契約 □身上保護(福祉施設入所契約等) □その他( ) の必要がある。 ※ 上記申立ての理由及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合 は別紙★を利用してください。★A4サイズの用紙をご自分で準備してください。	

申立ての趣旨 ※ 該当する部分の□にレ点(チェック)を付してください。	
<input type="checkbox"/> 本人について後見を開始するとの審判を求める。	
<input type="checkbox"/> 本人について保佐を開始するとの審判を求める。	
<input type="checkbox"/> 以下は、必要とする場合に限り、該当する部分の□にレ点(チェック)を付してください。 ※ なお、保佐開始申立ての場合、民法13条1項に規定されている行為については、同意権付の申立ての必要はありません。	
<input type="checkbox"/> 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について保佐人に代理権を付与するとの審判を求める。	
<input type="checkbox"/> 本人が民法13条1項に規定されている行為のほかに、下記の行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)をするにも、保佐人の同意を得なければならないとの審判を求める。	
記	
<input type="checkbox"/> 本人について補助を開始するとの審判を求める。 ※ 以下は、少なくとも1つは、該当する部分の□にレ点(チェック)を付してください。	
<input type="checkbox"/> 本人のために別紙代理行為目録記載の行為について補助人に代理権を付与するとの審判を求める。	
<input type="checkbox"/> 本人が別紙同意行為目録記載の行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)をするには、補助人の同意を得なければならないとの審判を求める。	
申立ての理由 ※ 該当する部分の□にレ点(チェック)を付してください。	
本人は、 □預貯金等の管理・解約 □保険金受取 □不動産の管理・処分 □訴訟手続等 □介護保険契約 □身上保護(福祉施設入所契約等) □その他( ) の必要がある。 ※ 上記申立ての理由及び動機について具体的な事情を記載してください。書ききれない場合 は別紙★を利用してください。★A4サイズの用紙をご自分で準備してください。	

## 別添4

(家庭裁判所提出用)

		診断書(成年後見制度用)		(裏面)	
1 氏名 住所		年月日生( ) 男・女			
2 医学的診断 診断名(※判断能力に影響するものを記載してください。)					
所見(現病歴、既往、薬歴、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)					
各種検査 長谷川式認知スケール <input type="checkbox"/> MMSE <input type="checkbox"/> 脳画像検査 <input type="checkbox"/> 検査名: 脳の萎縮または損傷等の有無 <input type="checkbox"/> あり 所見(部位・程度等):		点( ) 年月日実施 点( ) 年月日実施 ( )			
知能検査 <input type="checkbox"/> 検査名: 検査結果:		点( ) 年月日実施 ( )			
その他 <input type="checkbox"/> 検査名: 検査結果:		点( ) 年月日実施 ( )			
短期間に回復する可能性 <input type="checkbox"/> 回復する可能性は高い (特記事項)		□ 分からない			
3 判断能力についての意見 <input type="checkbox"/> 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができます。 <input type="checkbox"/> 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。 <input type="checkbox"/> 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。					
(意見)※ 慎重な検討を要する事情等があれば、記載してください。					

成年後見人等候補者		※ 以下この欄の記載は不要 □ 家庭裁判所に一任 □ 申立人※、申立て人が候補者の場合は、以下この欄の記載は不要 □ 申立て以外の[□]以下に記載の者 別紙★に記載の者】★A4サイズの用紙をご自分で準備してください。	
住所	〒 ( )	電話 ( )	携帯電話 ( )
氏名	ふりがな	昭和 年 月 日 生( ) 平成 年 月 日 生( )	
本法人との関係	□ 親族: □ 配偶者 □ 親 □ 子孫 □ その他(関係: ) □ 親族外: (関係: )		

## 添付書類

- 手続費用については、本人の負担とすることを希望する。  
※ 申立て手数料、送達・送付費用、後見登記手数料、鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。
- ※ 同じ書類は本人1人につき1通であります。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いことがあります。
- ※ **個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は提出しないよう**にご注意ください。
- 本人の戸籍謄本(全部事項証明書)  
□ 本人の住民票又は戸籍附票  
□ 成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票  
(成年後見人等候補者が法人の場合は、当該法人への商業登記簿謄本(登記事項証明書))
- 本人の診断書  
□ 本人情報シート写し  
□ 本人の健康状態に関する資料  
□ 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書  
□ 本人の財産に関する資料  
□ 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料  
□ 本人の収支に関する資料  
□ (保佐又は補助開始の申立てにおいて同意権付与又は代理権付与を求める場合)同意権、代理権を有する行為に関する資料(契約書写しなど)  
□ 成年後見人等候補者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類(後見人等候補者事情説明書4項目に関する資料)

## 判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無  
 障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

(2) 他人との意思疎通の障害の有無  
 問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

(3) 理解力・判断力の障害の有無  
 一人での買い物が  
 問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない  
 一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払  
 問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

(4) 記憶力・障害の有無  
 最近の記憶（財布や鍵の置き場所や、数分前の会話の内容など）について  
 障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる  
 過去の記憶（朝度の名前や、自分の生年月日など）について  
 障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

(5) その他（※上記以外にも判断能力に関する判定の根拠となる事項等があれば記載してください。）

## 参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等）

※「本人情報シート」の提供を  受けた  受けなかつた  
 (受けた場合は、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。)

以上のとおり診断します。

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

## 【参考の方へ】

- ※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (<https://www.courts.go.jp/saiban/koukeip/>) からダウンロードできます。
- ※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の法定關係者が作成するシートです。提出書類があつた場合は、診断への活用を御検討ください。
- ※ 家庭裁判所は、診断書を含む申込人からの提出書類に基づき、本人の判断能力について判断します（事業によって医師による鑑定を実施することがあります）。

別 紙

Q1 本人が複数のサービスを利用し、保険者市町村と支給決定市町村が異なる場合や、長期入院患者の場合等における市町村長申立てについて  
は、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

それぞれ下表右欄の市町村が原則として市町村長申立てを行うこととする。

ア 生活保護を受給しながら介護保 險サービス・障害福祉サービスを 利用している場合又は医療機関 に入院している場合	(都道府県が実施機関である場 合を除く。)
イ 措置を受けて介護保険サービスを利用し ている場合	(措置の実施機関 (措置から契約に切り替わった 場合を除く。))
ウ 住所地特例(居住地特例)対象施 設に入所し、介護保険サービスと 障害福祉サービスを双方利用し ている場合	対象者の生活の維持にとつてよ り中心的であるサービスを所管 する市町村(保険者又は支給決定 市町村)
エ 生活保護を受給せず、介護保険サ ービス、障害福祉サービスの利用 もない場合	本人の居住地のある市町村(※ 2) ただし、長期入院患者の場合は、 本人が退院後入院前の居住地に 居住することが予定されている ときは、入院前の居住地の市町村 が申し立てを行うこと。

(※1)

例示として以下のような場合が考えられる。

- ・住民基本台帳上、住所は存在するが既に家財等を処分し居所ではな  
くなつており、現在地(医療機関)には住所を変更できない場合。

・入院中のため介護保険サービス等は不要である場合。

(※2) 住民票を移さずに別の市町村に居住実態があることも想定されるた  
め、形式的に住所地で判断はしない。

ただし、都道府県がすでに所管域内の調整を円滑にする独自のルールを定  
めている場合や、自治体間で合意がある場合はこの限りではない。また、都  
道府県と政令市の協議により、都道府県の判断機能を政令市に依頼するこ  
とも差し支えない。

以下の考慮事項を総合的に勘案して、原則として関係市町村が協議の上で  
決定すること。

(考慮事項)

ア 本人の状態像や生活実態を把握していることも重要であること。  
イ 本人への関わりは成年後見の申立てで終了ではなく、本人の権利擁護  
支援に取り組むチームに後見人が参加し、どのような支援を行ってい  
くかを継続して検討していく必要があること。(市町村としては受任調  
整や成年後見制度利用支援事業による関わりがあること。)

ウ 審判の請求は本へ住所地を管轄する裁判所にて行う必要があること。  
なお、1ヶ月間を目処として市町村間での協議が整わない場合は、本人の  
権利擁護に支障を来すことがないように、市町村から都道府県に協議を行い、  
都道府県において判断すること。  
都道府県をまたぐ場合には、本人の権利擁護支援が可能な限り迅速  
に行われるよう、都道府県間で協議の上、判断すること。

Q2 Q1の原則に依りがたい特別な事情がある場合においては、いずれの  
市町村が市町村長申立てを行るべきか？

以下の考慮事項を総合的に勘案して、原則として関係市町村が協議の上で  
決定すること。

ア 本人の状態像や生活実態を把握していることも重要であること。  
イ 本人への関わりは成年後見の申立てで終了ではなく、本人の権利擁護  
支援に取り組むチームに後見人が参加し、どのような支援を行ってい  
くかを継続して検討していく必要があること。(市町村としては受任調  
整や成年後見制度利用支援事業による関わりがあること。)

ウ 審判の請求は本へ住所地を管轄する裁判所にて行う必要があること。  
なお、1ヶ月間を目処として市町村間での協議が整わない場合は、本人の  
権利擁護に支障を来すことがないように、市町村から都道府県に協議を行い、  
都道府県において判断すること。  
都道府県をまたぐ場合には、本人の権利擁護支援が可能な限り迅速  
に行われるよう、都道府県間で協議の上、判断すること。

Q3 都道府県間の協議が難航した場合はどのように取り扱うべきか。

都道府県間で協議が難航した場合は、それぞれの同意の下、具体的な論点  
を明らかにして、下記の照会先までメールにて送信すること。  
(知的障害者に関する相談の場合)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害生活支援推進室  
E-mail:soudan-shien@mhlw.go.jp  
(精神障害者に関する相談の場合)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
E-mail:seishin-hourei@mhlw.go.jp  
(高齢者に関する相談の場合)

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
E-mail:minchisyo@mhlw.go.jp

## 事務連絡

平成24年3月27日

都道府県 指定都市  
市民後見担当（部）局 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
認知症・虐待防止対策推進室

### 2. 養成研修の実施について

市民後見人養成研修については、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性が習得できるよう、研修カリキュラムを市町村が策定し、実施する必要があります。また、養成研修修了後のフォローアップのための研修も必要です。

別添の「市民後見人養成のための基本カリキュラム」は、平成23年度老人保健健康増進事業により厚生労働省、法務省、最高裁判所がオブザーバーとして参加した「介護と運動する市民後見研究会」（事務局：特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク）において策定されたものであるので、市町村が研修カリキュラムを作成する際に活用してください。

なお、前記の研修カリキュラム等が記載された「市民後見人養成研修カリキュラム及び実施に係る報告」が地域ケア政策ネットワークのホームページに掲載されますので参考にしてください。

### 3. 後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

家庭裁判所に推薦する後見人等の候補者は、選考委員会等（市町村職員及び専門職等で構成）を設置するなどして、被後見人の状況なども十分に検討を行ったうえで適任者を決定し、市町村が主体となって家庭裁判所に推薦することが重要です。

また、推薦する候補者は、家庭裁判所から選任された場合に、成年後見センター等からの支援を受けることを必須とすることが重要です。

### 4. その他必要な措置

#### （1）養成研修了者の名簿等への登録

養成研修修了者に対して、面接等を行い、後見等の業務を適正に行う意思を有することなどを十分に確認したうえで、研修修了者名簿等に登録する必要があります。

#### （2）市民後見人の活動支援

市民後見人が困難事例等に対応するためには専門職による支援は不可欠ですが、こうした専門的な分野のみでなく、日常的な後見事務等についても相談できる体制を作ることも必要です。

なお、相談・支援を行いうる際には、被後見人のプライバシーにも十分留意する必要があります。

### 1. 市町村の取組体制について

市民後見人の育成及び活用については、市町村が主体となり、地域の後見ニーズ等の実態を把握するとともに、家庭裁判所及び弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職（以下「専門職」という。）の団体等と連携を図り、協議を行うことが重要です。

また、都道府県が市町村の取組について、助言や必要な援助を行うなどの支援も必要です。市民後見人として家庭裁判所からの選任を受けた場合には、その活動を支援することが重要です。市民後見人が適正・円滑に後見等の業務を実施できるように専門職などによる支援体制を整備する必要があることから、市町村は、社会福祉協議会、NPO法人など適切に業務運営が確保できると認められる団体に委託し、後見実施機関（成年後見センター）（以下「成年後見センター」という。）の設置を検討することも必要です。

こうした場合においても、実施主体は市町村であることから、その業務が適正かつ効果的に行われるよう指導・監督等を実施することが重要です。

### 記

5. 「市民後見推進事業」について

「市民後見推進事業」については、平成24年度予算案において実施か所数を40か所に倍増しているので、管内市町村に対し事業の積極的な活用について、周知をお願いします。

厚生労働省 老健局 高齢者支援課  
認知症・虐待防止対策推進室  
電話：03-5253-1111（内線3871、3966）  
直通：03-3595-2168（夜間）

事務連絡  
平成28年4月26日

各都道府県認知症施策担当課（室）御中

厚生労働省老健局総務課  
認知症施策推進室

#### 成年後見制度の利用促進に向けた市民後見人の活用の推進について

平素より、認知症施策の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

認知症の人の権利擁護については、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、市民後見人のための研修の実施、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、市民後見人の適正な活動のための支援等を通じて、市民後見人の活動を推進するための体制整備等を行っています。

これまで各都道府県・市町村におかれましては、地域医療介護総合確保基金の権利擁護人材育成事業等を活用の上、市民後見人の育成等を進めていただいたところではあります。また、さらには、家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置するなど、市民後見人の育成及び活用の促進を図ることを目的として、新たに「市民後見人育成・活用推進事業」を実施することとしております。

各都道府県におかれましては、本事業の趣旨を理解いただき、地域において市民後見人の育成等認知症の人の権利擁護に関する取組が一層促進されるよう、積極的な実施の検討をお願いいたします。

なお、本事業の実施に当たっては、別添のとおり、4月26日付で最高裁判所事務総局家庭局第二課長事務連絡「市民後見人の育成等に関する厚生労働省の取組状況について」が発出されており、高等裁判所や家庭裁判所に対し、協議会等の出席依頼があつた場合は、業務に支障のない限り積極的に対応いただくよう依頼いただいております。

協議会を通じて、司法側がどのような視点で後見人等を選任していくかを行政や関係機関が共有することで、効果的な市民後見人の育成に資することになると考えられます。このように依頼があつた場合についても、市民後見人の育成及び活用の促進が、家庭裁判所における後見人等候補者の確保や専門職候補者の的確な選任に密接に関係する取組であることを踏ま

#### 市民後見人の育成等に関する厚生労働省の取組状況について

##### （事務連絡）

この度、厚生労働省から、認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進するため、平成28年度において、家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置し、市民後見人の育成及び活用の促進を図ることを目的とした「市民後見人育成・活用推進事業」を実施することとした旨の連絡がありましたのでお知らせします。

既に市民後見人の育成等に取り組んでいる地方自治体等もあるものと承知しておりますが、上記事業の実施により、単独で市民後見人の育成等に取り組むことが困難であった地方自治体等においても、今後、近隣の市町村及び関係機関と連携することにより、市民後見人の育成等の取組が進められるものと考えられます。

従前から、成年後見制度に関して家庭裁判所が関係機関と適切に連携することの重要性に鑑み、各家庭裁判所に対し、地方自治体や社会福祉協議会等から講師派遣や協議会への出席依頼等があつた場合には、地方自治体等との相互理解を深めたためにも、府の実情に応じて対応していただくようお願いしているところですが、今後、上記事業の開始を受け、各家庭裁判所が広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会への出席依頼等を受けることも予想されます。このような依頼があつた場合についても、市民後見人の育成及び活用の促進が、家庭裁判所における後見人等候補者の確保や専門職候補者の的確な選任に密接に関係する取組であることを踏ま

え、支障のない限り積極的に対応していただきますよう改めてお願ひします。

なお、先般開催された「市民後見推進自治体研修会」において、当局から、研修会に参加した地方自治体等の担当者に対し、市民後見人の育成及び活用を促進するに当たっては、地方自治体等と家庭裁判所が意見交換等を通じて相互理解を深めることが重要である一方で、裁判所の中立公平性の観点から、意見交換等を行うための協議会の性格や意見交換事項については御配慮いただき必要がある旨を説明しました。各家庭裁判所においては、地方自治体等と意見交換等を行う際には、これらの点を踏まえ適切に対応していただきますようお願ひします。

事務連絡  
令和3年3月24日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

成年被後見人等に対する新型コロナ予防接種を実施するに当たっての  
留意事項について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知）の別添において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示ししているところです。

今般、成年被後見人や被保佐人、被補助人（以下「成年被後見人等」という。）への接種に当たってご留意いただきたい事項について、以下のとおりお示しますので、適切な配慮が提供されるよう御協力をお願いするとともに、本事務連絡の内容を管内市区町村に周知いただくようお願いいたします。

記

1 接種券の郵送について

接種の対象者が成年被後見人等で、本人による接種券の受け取りが困難な場合は、接種券の送付先を成年後見人や保佐人、補助人、任意後見人（以下「成年後見人等」という。）に設定することが可能であること。

送付先変更の依頼が成年後見人等からあった際は、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書（の写し）等により、成年後見人等と接種の対象者との関係、成年後見人等の送付先住所の確認を行うことが望ましいこと。

また、現状、各市区町村において、成年被後見人等に対する各種通知文書を、成年後見人等に送付する取扱いを行っている場合は、関係部局で連携の上、接種券についても、同様に成年後見人等に送付することをご検討いただきたいこと。

## 2 接種を受ける際の同意の確認について

成年被後見人等が接種を受けるに当たっては、まず、成年被後見人等に必要な情報をしっかりと伝え、その上で、本人の意思を可能な限り確認していただく必要があること。

本人の接種の意思を確認することができた場合は、本人の自筆又は本人の同意を確認した者の代筆により予診票の接種の希望欄に署名いただくこと。

本人の接種の意思を確認することが難しい場合は、予防接種法令上、接種の対象者が法定後見制度の成年被後見人であれば成年後見人による同意の署名が可能だが、その場合は家族や医療・ケアチーム等、本人の周りの方と相談しながら判断していただく必要があること。

なお、被保佐人や被補助人、任意後見制度の被後見人の場合には、保佐人や補助人、任意後見人による署名はできないため、原則どおり接種の意思を本人に確認した上で、本人の自署又は本人の接種の意思を確認した者の代筆により接種の同意欄に署名すること。この場合、本人の接種の意思を確認した上の代筆であれば保佐人や補助人、任意後見人が行うことも可能であること。

令和3年3月22日発行

# 成年後見制度利用促進ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第29号

## 本号の掲載内容

1. 第7回成年後見制度利用促進専門家会議を開催します  
(ミニQ&A)なぜ、国の基本計画を変更する検討を開始するのですか?
2. 職員の採用に当たっての欠格条項の表記に関する事務連絡発出のお知らせ
3. 新型コロナウイルスのワクチン接種における後見人等の役割について



## 1. 第7回成年後見制度利用促進専門家会議を開催します

成年後見制度利用促進法第13条の規定により、厚生労働省を事務局とする「成年後見制度利用促進会議(法務大臣・厚生労働大臣・総務大臣で構成)」及び「成年後見制度利用促進専門家会議(有識者で構成)」が設置されています。

3月29日に第7回成年後見制度利用促進専門家会議を、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

日 時 令和3年3月29日(月) 14:00~16:00

場 所 Web会議

議 題 (予定)

1. 成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況について
2. 成年後見制度利用促進基本計画の変更について
3. その他

※資料につきましては、会議当日までに当省ホームページに掲載します。

※YouTube配信用URL: [https://youtu.be/kiyM2eZbc\\_Q](https://youtu.be/kiyM2eZbc_Q)

- ※ 本会議の中継(映像及び音声)は公式記録ではありません。本協会議の公式記録(議事録)は、厚生労働省ホームページに追って掲載されます。
- ※ 本会議の中継の著作権は厚生労働省に属します。なお、配信している画面あるいは内容を許可なく他のウェブサイトや著作物等へ転載することを禁止します。また、著作権法で許された範囲を超えた複製を固く禁止します。著作権法で許された範囲内で複製する場合でも、その複製物を目的外に利用したり、内容を改変することを禁止します。



なぜ、国の成年後見制度利用促進基本計画を変更する検討を開始するのですか?

国の成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進法第12条に基づき策定されているものです。現在の基本計画は、概ね5年間の計画として令和3年度末までのものになっています。

法第13条では、成年後見制度の利用の促進に関

する総合的かつ計画的な推進を図る際には、国が専門家会議の意見を聴く旨の規定があります。

以上を踏まえて、専門家会議で基本計画変更の検討を開始するものです。

## 2. 職員の採用に当たっての欠格条項の表記に関する事務連絡発出のお知らせ

ニュースレター第28号で、成年被後見人等の欠格条項の適正化等に関する事務連絡の発出をお知らせしたところですが、この事務連絡を踏まえ、本年3月11日に人事院から各府省等に対して、地方支分部局等を始めとする関係機関を含め、職員の採用に当たっての募集案内等に、成年被後見人等が国家公務員の欠格条項に該当する旨の誤った表記をしないよう、改めて留意することを求める事務連絡が発出されました。

関係地方公共団体、関係団体の皆様におかれでは、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、引き続き、適切な対応をお願いいたします。

各府省等宛 職員の採用に当たっての欠格条項の表記について（令和3年3月11日事務連絡）

## 3. 新型コロナウイルスのワクチン接種における後見人等の役割について

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が先月から開始されました。後見人等の役割も含めてお知らせ致します。

### 1. 接種を受けられる期間

接種を受けられる期間は、令和3年2月17日から令和4年2月末までの予定です。最初は、医療従事者等への接種が順次行われます。その後、高齢者、基礎疾患有する方・高齢者施設等に従事する方の順に接種を進めていく見込みです。

なお、高齢者への接種は、一部の市町村で4月中旬に開始される見込みです。当初は実施する市町村や接種する人数が限られており、順次拡大していきます。

詳細なスケジュールは、お住まいの自治体等からの発表をお待ちください。

### 2. 使用するワクチン

現在日本では、米ファイザー社、英アストラゼネカ社、米モデルナ社とワクチンの供給契約を結んでおり、そのうち、現時点ではファイザー社のワクチンが薬事承認されています。そのため、まずはファイザー社のワクチンで接種を進めています。

これらのワクチンは、いずれも 2回の接種が必要となる予定です。

ファイザー社のワクチンでは、通常、1回目の接種から3週間後に2回目の接種を受けます。1回目から3週間を超えた際には、できるだけ早く2回目の接種を受けてください。

### 3. 接種を受けられる場所

原則として、成年被後見人等ご本人の住民票のある市町村（住所地）の医療機関や接種会場で接種を受けていただきます。インターネットで、接種を受けることができる医療機関や接種会場を探すための、接種総合案内サイトを設置する予定です。そのほか、市町村からの広報などをご確認ください。

なお、次のような事情のある方は、住所地以外で接種を受けていただくことができる見込みです。具体的な手続きは、お住まいの自治体や入院されている病院等からのご案内をお待ちください。

- 住所地以外に所在する医療機関や施設に入院・入所中で、当該医療機関・施設で接種を受ける方
- 基礎疾患有する医療機関（住所地以外）で接種を受ける方
- その他やむを得ない事情があり、お住まいが住所地と異なる方

#### 4. 接種を受けるための手続き

次のような方法で接種を受けることになります。

- (1) 接種の時期より前に、市町村から「接種券」と「新型コロナワクチン接種のお知らせ」が届きます。
- (2) 国や市町村から接種のスケジュールを発表します。成年被後見人等ご本人が該当するスケジュールをご確認ください。
- (3) 接種を受けることができる医療機関や接種会場をお探しください。（3. 接種が受けられる場所を参照）  
 ※ 医療機関・施設に入院・入所されている方は、施設等内で接種が行われることもあります。  
 詳細は入院・入所されている施設等へお問い合わせください。
- (4) 電話やインターネットで予約をしてください。成年被後見人等ご本人が予約を取ることが難しい場合、代理でご予約いただくことも可能です。
- (5) 接種を受ける際には、市町村より郵送される「接種券」と「本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）」を必ずお持ちください。

#### 5. 接種を受ける際の費用

全額公費で接種を行うため、無料で接種できます。



新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要と騙り、金銭や個人情報をだましとろうとする電話があった旨の相談が消費生活センターへ寄せられています。  
 市町村等が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求めることはあります。困ったときは消費者ホットライン 188 にご相談ください。

#### 6. 接種を受ける際の同意

新型コロナワクチンの接種を受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。予防接種法令上では、予防接種を受けるに当たっては、接種を受ける方又はその保護者から書面により同意を得ることとしており、この「保護者」には後見人が含まれます。

##### ◆予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）抄

###### 第2条

7 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

##### ◆予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）抄

（説明と同意の取得）

第五条の二 予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

2 （略）

成年被後見人が接種を受けるに当たっては、まず、成年被後見人ご本人に、必要な情報をしっかりと伝えください。その上で、ご本人の意思を可能な限り確認してください。

➤ ご本人の同意が確認できた場合は、ご本人による自署又は代筆

➤ ご本人の接種の意思を確認することが難しい場合は、成年後見人による署名

 成年後見人による署名をする場合は、家族や医療・ケアチーム等、成年被後見人ご本人の周りの方と相談しながらご判断いただくようお願いいたします。

## 7. 接種を受けた後に副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が、極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。

新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

もし成年被後見人等ご本人に健康被害が生じた場合は、ご本人の住民票のある市町村にご相談いただき、申請書の準備等のサポートをお願いいたします。

新型コロナワクチンに関する情報は、厚生労働省ホームページ  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)) を  
ご参照ください。



### Q 1. 「代筆」とは具体的にどのようなことを言いますか？

成年被後見人ご本人の同意を確認した第三者が、自筆ができないご本人に代わって、ご本人氏名を署名することです。成年後見人に限らず、ご本人の同意を確認した施設職員や医療機関職員も行うことが可能ですが。代筆した際は、代筆した方の氏名とご本人との関係を併せて記載していただく必要があります。

### Q 2. 施設入所、入院等で面会制限されており、ご本人に直接情報提供できない場合は、どうしたらい いですか？

オンライン面会ができる場合には、直接ご本人と話をして、必要な情報提供や意思確認をすることが望ましいです。

もしもそれが叶わない場合には、施設、医療機関等の職員に

- ① ご本人への情報提供がどのようになされたのか、
- ② ご本人がどのような状態でどのように意思表示をしたのか、

確認してください。また、その際には、

- ③ 接種後のご本人の様子の見守りを依頼し、変化がある場合には詳細に記録し後見人に連絡が欲  
しいこと

を伝えてください。

ご本人が同意し、自筆できる場合には、ご本人の署名となります。自筆できなくても同意が確認できる場合には、成年後見人や入院・入所先職員等の代筆となります。

ご本人の同意が確認できない場合には、家族や医療・ケアチーム等、成年被後見人ご本人の周りの方と相談しながらご判断いただくようお願いいたします。

### Q 3. 成年被後見人ご本人の意思確認が困難な場合、成年後見人である私自身の判断だけで決定してよ いのでしょうか？

原則として、成年被後見人ご本人の同意に基づき接種が行われる必要があります。同意が確認出来ない場合には、家族や医療・ケアチーム等、ご本人の周りの方と相談しながらご判断いただくようお願いいたします。

### Q 4. 成年被後見人ご本人にワクチン接種に関する説明をする際に、配慮すべきことはありますか？

ご本人が理解しやすくなるよう、分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な説明を行うことが望ましいです。また、サービス提供事業所から成年被後見人ご本人に説明をすることになった際は、成年後見人としてサービス提供事業所にもそのような合理的な配慮を求めるこも大切です。

**Q5. 成年被後見人ご本人は接種に同意していますが、親族が反対しています。その場合、後見人として署名しなくていいですか？**

ご本人の同意があるので、ご本人の同意に基づき、ご本人の自署あるいは代筆となります。

**Q6. 被保佐人や被補助人の場合はどうなりますか？保佐人や補助人の署名がいりますか？**

予防接種法上の保護者となるのは、法定後見における成年後見人です。被保佐人、被補助人の場合は、保佐人や補助人による同意の署名はできません。原則にしたがって、ご本人の同意に基づき、ご本人の自署または代筆となります。

**Q7. 任意後見人は署名できますか？**

Q6の回答と同様で、署名できません。

**Q8. どのような書類に署名するのですか？**

予診票に署名欄があります。

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の接種は（ <input type="checkbox"/> 可能・ <input type="checkbox"/> 見合わせる） 本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。	医師署名又は記名押印
-------	---	------------

**新型コロナワクチン接種希望書**

医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。（接種を希望します・接種を希望しません）

この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。

年      月      日      被接種者自署
-----------------------------

（※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載）  
（※被接種者が成年被後見人の場合は本人又は成年後見人自署）

**Q9. 成年被後見人等ご本人の住民票所在地には、ご本人はいません。接種券はどうにしたら入手できますか？**

ご本人の住民票所在地に親族の方等が住んでいる場合は、届いた接種券をご本人が実際に居住している場所に転送していただくようお願いしてください。接種券が届かない場合等には、住民票所在地の市町村に、実際に居住している場所に接種券を送付するよう申請をしてください。

また、やむを得ない事情があり、住民票のある市町村から接種券の発行を受けることができないと認められる場合は、実際に居住している市町村に申請することで接種券の発行を受けることができます。申請場所や方法については、お住まいの自治体の発表をお待ちください。

**Q10. 成年後見人が、成年被後見人ご本人の接種券の受取の手続きをすることができますか？**

被後見人ご本人の住所地の市町村に、お問い合わせください。市町村の判断により、接種券の送付先を成年後見人にすることが可能です。その際、市町村が、成年後見人と被後見人ご本人との関係、後見人の送付先住所の確認が行えるよう、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書（の写し）等をご提出ください。

また、本人が接種券の受取手続きができない場合等には、保佐人、補助人、任意後見人も、上記の手続きを行うことが可能です。被補助人、被保佐人、任意後見の被後見人の住所地の市町村にお問い合わせください。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111 【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459



事務連絡  
令和3年9月1日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護問答集について」の一部改正について

今般、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和3年10月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

(新旧対照表(案))

改正後	現行
第1編 保護の実施要領	第1編 保護の実施要領
第1～8 略	第1～8 略
第9 保護の開始申請等 問9-1 略 問9-2 [代理人による保護の申請] 代理人による保護の申請は認められるか。	第9 保護の開始申請等 問9-1 略 問9-2 [代理人による保護の申請] 代理人による保護の申請は認められるか。  (答) 民法における代理とは、代理人が、代理権の範囲で、代理人自身の判断でいかなる法律行為をするかを決め、意思表示を行うものとされている。これに対して生活保護の申請(以下「保護申請」という。)は、本人の意思に基づくものであることを大原則としている。このことは、仮に要保護状態にあったとしても保護申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということを意味しており、代理人が判断すべきものではない。  また、要保護者本人に十分な意思能力がない場合にあって、急迫した状況にあると認められる場合には法第25条の規定により、実施機関は職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。  以上のことから、原則として、代理人による保護申請はなじまないものと解することができる。  <u>ただし、成年被後見人（被保佐人、被補助人は含まない。以下同じ。）について</u> <u>は、「事理を弁識する能力を欠く常況にある」ことから、保護申請に係る判断能力が</u>
	(答) 民法における代理とは、代理人が、代理権の範囲で、代理人自身の判断でいかなる法律行為をするかを決め、意思表示を行うものとされている。これに対して生活保護の申請は、本人の意思に基づくものであることを大原則としている。このことは、仮に要保護状態にあったとしても生活保護の申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということを意味しており、代理人が判断すべきものではない。  また、要保護者本人に十分な意思能力がない場合にあって、急迫した状況にあると認められる場合には法第25条の規定により、実施機関は職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。  以上のことから代理人による保護申請はなじまないものと解することができる。  なお、本人が自らの意思で記載した申請書を代理人が持参した場合については、これは代理ではなく、使者として捉えるべきであり、そこで行われた申請は有効となるので留意が必要である。

ないこと、成年後見人に代理権が付与されている「財産に関するすべての法律行為」には保護申請も含まれると解することができること等から、成年後見人による保護申請については、法第7条に基づく有効なものとして取り扱うこととする。この際、生活保護受給中においては、法第27条に基づく指導・指示の可能性があるなど、一定の行為制限を伴うことから、民法第859条第2項において準用する同法第824条ただし書の規定の趣旨に鑑み、要保護者本人の同意があることが望ましい。

なお、本人が自らの意思で記載した申請書を代理人が持参した場合については、これは代理ではなく、使者として捉えるべきであり、そこで行われた申請は有効となるので留意が必要である。

第10～13 略

第2編 略

第10～13 略

第2編 略

## 「地域包括支援センターの設置運営について」 抜粋

老計発第 1018001 号

老振発第 1018001 号

老老発第 1018001 号

### p. 4 「 3 市町村の責務 ③ センター間における役割分担と連携の強化」

管内に複数のセンターがある市町村においては、地域の課題や目標をセンター間で共有しながらセンターが相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められる。 例えば、

・ 権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターを支援するセンター（以下「機能強化型センター」という。）を設置

するなど、センター間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築していくことが可能と考える。

### p. 9 「 4 事業内容 ③ 権利擁護業務について」

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

## 【別添2】

### 基幹相談支援センター

1 目的 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律第28・3号）第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行うこととする施設である。

#### 2 設置主体

- (1) 市町村
- (2) 市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談事業を行う者又は特定相談事業を行う者

※ (2)の市町村以外の者が設置する場合には、市町村に対して届出が必要となることに留意。

#### 3 設置方法

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

#### 4 業務内容

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行う。

具体的には、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとする。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- ・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

#### (2) 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）
- ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民 生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
- ・ 障害者支援施設や精神科病院等への体制整備に係るコーディネート
- ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

#### (4) 権利擁護・虐待の防止

- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施

- ・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

5 人員体制  
基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（主任相談専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

6 秘密保持  
基幹相談支援センターを設置する者若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### 7 その他

- (1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談センターの運営について適切に賤与しなければならない。
- (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。
- (3) 基幹相談支援センターは、総合的な相談等の業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。



厚生労働省老健局高齢者支援課  
認知症・虐待防止対策推進室  
「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について」

公益社団法人あい権利擁護ネットにおいて、平成 26 年度の厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）を活用し、「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書（以下、単に「報告書」という。）がとりまとめられ、公表されたところです。

今般、報告書の内容を踏まえ、各市町村や地域包括支援センターにおける、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や、高齢者の消費者被害への対応について、下記のとおりお示しますので、貴管内市町村に対して周知いただくとともに、適切な助言及び支援をお願いします。  
なお、本通知は消費者教育、地方協力課とも協調済みであり、その内容は同課から各都道府県・市町村の消費生活センター・相談窓口にも周知される予定であることを申し添えます。

1 セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応について

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や自身の健常維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）にいう高齢者虐待の定義には含まれていませんが、報告書では、高齢者虐待対応とは別に、市町村の高齢福祉・生活保護・障害福祉・環境衛生等の関係部署が、介護支援専門員や介護サービス事業所、社会福祉協議会や民生委員、医療機関、警察等と連携して対応しているだけではなく、高齢者虐待に連じて対応している市町村や地域包括支援センターもあるなど、地域の実情に応じた工夫が紹介されています。また、保健所・保健センター、都道府県の精神保健福祉センター等との連携やバックアップも必要となります。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしくない」「困っていない」などの、支援や地域包括支援センター等の闘争を拒否することもあるので、支障には困難がありますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。報告書に示された各地域の取組事例も参考としながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワー

ーク等の既存のネットワークや介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できますよう、よろしくお願ひします。

2 高齢者の消費者被害への対応について

消費者被害に遭った高齢者は、判断能力の低下等の理由から、「被害に遭つていいない」「医つていいない」など、市町村や地域包括支援センター・消費生活センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、このようないくつかの事業者間で共有される被害者の名簿に登載され、繰り返し被害に遭う可能性も高いことが指摘されています。各市町村においては、報告書に示された各地域の取組事例も参考としながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、判断能力の低下が疑われる高齢者等の消費者被害に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、昨年、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）が改正され、地方公共団体が、消費者安全確保地域協議会を設置できることが規定されました。本改正は、国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等は協議会を構成することができます、消費生活上等に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行うというもので、見守りの対象者に関する個人情報報を、必ずしも本人の同意がなくとも、協議会に提供できる等の特性があります（消費者安全法第 11 条の 2、第 11 条の 4 など）。本年 3 月 27 日に公表した「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」では、地域における見守り活動を一層促進するための指針を示しており、地域包括支援センター等が構築を推進している地域のネットワークとの連携も十分考えられるところであり、適切な対応をお願いします。（本年 3 月 2 日・3 日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において連絡済み。）

3 老人福祉法に基づく対応について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）においては、高齢者の権利擁護の観点から、市町村の役割として、第 10 条の 4 又は第 11 条の規定に基づく成年後見制度の市町村長申立ての仕組みが定められています。

特に、生命・身体・財産に重大な危険が生じるおそれのあるセルフ・ネグレクト状態や消費者被害に遭った高齢者に対し、市町村長は、事実確認を速やかに行い、老人福祉法に基づく措置（やむを得ない事由による措置）を行いう必要があります。

また、医療と介護の総合確保の観点からも、市町村が地域の医療機関や保健所等と一緒に連携し、適切に対応することが重要です。さらに、高齢者の判断能力の程度に応じて、老人福祉法に基づき、市町村長による成年後見申立が的確に行われ、認知症高齢者等の権利擁護のために必要な選択・契約・財産管理をする成年後見人等が選任されることも重要です。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や判断能力の低下が疑われる高齢者の消費者被害への対応に当たり、老人福祉法に基づく市町村の権限の適切な行使をよろしくお願ひします。

事務連絡  
平成30年8月16日

都道府県・政令指定都市 消費者行政担当部（局）長 殿

消費者庁消費政策課長

消費生活センター等における成年後見制度の周知について

平素より消費者行政の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

近年、高齢者の消費者被害に関する相談件数が増加し、深刻な社会問題となっています。平成27年3月に策定された消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）では、「判断能力が不十分な者を保護・支援する成年後見制度の活用による高齢者や障害者の権利擁護を推進する」こととされました。これを受け、消費者基本計画工程表（平成30年7月22日消費者政策会議決定）において、高齢者や障害者の権利擁護を推進する観点から、地方公共団体が実施する成年後見制度（後見、保佐、補助、任意後見制度）の利用促進に向けて、消費生生活センター等を通じて周知を図ることとされています（「消費生活センター等における成年後見制度の周知について」（平成27年6月30日事務連絡）によっても周知をお願いしているところです。）。

成年後見制度の利用促進については、市区町村において、成年後見制度の市区町村長申立て及び申立費用や報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業等の取組が行われているほか、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づき、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域本体制の構築を目指し、市町村計画の策定や地域連携ネットワークの中核機関の整備などの施策に取り組むこととされているところであります。

各消費生活センター等において、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々に関する消費生活相談がありましたが、相談者の状況に応じ、成年後見制度の活用も視野に、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、市区町村の福祉担当部局等と連携して対応いたくようお願い申上げます。

あわせて、貴都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、管内の市区町村への周知をお願いいたします。

- (参考1) 消費者基本計画及び消費者基本計画工程表（抜粋）
- (参考2) 成年後見制度に係る法務省資料
- (参考3) 成年後見制度に係る厚生労働省資料

【本件連絡先】

消費者庁消費者政策課  
堀内 natsuki.horiuchi@cea.go.jp  
竹村 tono.takemura@cea.go.jp  
電話：03-3507-8800（内線2183）